

2026 年度後期授業料徴収猶予申請について

1 授業料徴収猶予対象者

- (1) 経済的理由により納付期限まで納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生
- (2) 行方不明の学生
- (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる学生

2 申請方法等

- (1) 申請期限

2026 年 10 月 30 日（金）17:00

※ 10 月 1 日（木）から申請可能となります。

- (2) 申請方法

いちぼる（UNIPA）「Web 申請」から申請する。



3 結果について

11 月中旬頃通知予定（「Web 申請」承認時の掲示配信から行います。）

4 注意事項

- (1) 事実に則して記入すること。不実な記載が判明した場合は、猶予決定後であっても許可を取り消すことがあります。
- (2) 許可された場合でも、「納付見込」に入力した期日までの猶予を保証するものではありません。実際の納付期限については、結果通知の承認者コメントを必ず確認してください。不明な点がある場合は、納付期限までに余裕をもって事務局学生支援室へ相談してください。
- (3) 納付された授業料は返還できません。
- (4) 2027 年度以降の授業料猶予申請を希望される方は、新たに申請が必要です。改めて申請の案内を行いますので、申請を忘れないようにしてください。

問合せ先

広島市立大学事務局学生支援室

T E L : 082-830-1522